



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	クライミング・ボーイの廃止:十九世紀の良心
Author(s)	琴野, 孝
Citation	経済學研究, 1, 173-209
Issue Date	1951
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30979
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P173-209.pdf



クライミング・ボーイの廢止

——十九世紀の良心——

琴
野
孝

一 はしがき

二 クライミング・ボーイ

三 クライミング・ボーイの廃止

産業革命の結果が、労働者大衆の生活内容を悪化させたのであるか、それとも福祉を増進したのであるかに就ては、周知の如く、一見相對立する見解がある。即ち、産業革命前には、單に從的に、或いは偶然的に存在したに過ぎなかつた社會的害惡が、必然的、固定的な一制度と化したとするハモンド夫妻の悲觀的見解に對して、それらの社會的害惡が凡ゆる分野を通じて一般的であつたとも、支配的であつたとも言えないし、寧ろその暗黒面を相殺するに足る明耀面が見出され得るとする、クラブムに代表される樂觀的見解である。⁽¹⁾

右の如き見解の相違があるにしても、産業革命の進行と時を同じくして、數多くの社會的害惡が、或いは増大し、或いは表面化したことは争うべからざる事實として認められてゐる。同時に、十九世紀の歴史は、資本主義社會の基本的矛盾を克服し得たか否かの問題を別とすれば、それらの社會的害惡が人道主義の昂揚、労働者の組織化等により一般の同情乃至は認識の深まるにつれて匡正され、消滅して行つたことを示しているし、また問題を物質的生活面に限定すれば、假令木綿手織工の如き例外があるにしても、大部分の労働者の状態が眞實勞賃 (real wage) の上昇及び非人格的諸力 (impersonal forces) の進展によつて改善されて行つたことも否定し得ない。

産業革命が労働者に及ぼした影響を論ずる際には、當然兒童労働の問題も主たる考察の對象とされる譯であるが、兒童労働の害惡が機械の發明や工場制度の成立と共に始つたのではないことは言うに及ばない。⁽⁴⁾殊に、被救恤民の子弟、孤兒、棄兒等には極めて幼少の頃より適當な仕事を與えて自らのパンを稼がせ、職業的訓練を施して成年後の生計の途を圖るという理想は古くテューダー王朝以來救貧對策の根幹をなしていた。然し、この理想に基いた教區徒弟 (Parish apprentice) の制度は、教區吏の責任回避的な處置や徒弟の身柄を引受けた親方の無慈悲な待遇によつて、幾多の兒童に苦難の充ちた人生を踏出さしめたのである。⁽⁶⁾更に、一般に徒弟制度の規制が崩壊して行くにつれて、この制度が次第

に兒童勞働搾取の手段とさえ惡用されて行つたのであるし、事情は些か異なるが、家庭工業にあつても極めて年少の幼兒勞働⁽⁷⁾が必ずしも衛生的であつたとは言えない仕事場で「搾取」されたことも稀でない。⁽⁸⁾

とは言え、産業革命の結果は工場兒童に關する限り、兒童勞働の單なる職業教育乃至は家業補助的意義を全く抹殺して、兒童の集團的雇傭が「工業の基礎」⁽⁹⁾をなすに至つたのであるから、その蒙つた影響は無視し得ない。即ち、機械化の結果は低賃銀で且從順なる兒童勞働に對する需要を著増したのであるが、而も工場に於て彼等に與えられたのは、最早助手或いは雜役のためのそれではなく、一工程を分擔する獨立の作業であつたから、兒童に課せられた責任もそれだけに重く、彼等の能率如何は直接に工場の全生産を左右するものであつた。ここに工場主にとつては兒童を酷使せざるを得ない強い誘因が存在した。斯る事態にあるとき、自由放任 (laissez faire) の指導理念の下で競争の激化したことは利潤追求以外の何ものも眼中になき惡徳資本家をして、勞働環境を劣惡狀態に放置して顧みなかつたり、肉體的・精神的能力と限界を無視して極度の兒童勞働搾取を誘致したのであつた。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾然し、凡ての工場主が蠻行を敢て行つたのではないと共に、産業革命以前に於ても、又産業革命の影響が間接的乃至は殆んど皆無であつた分野に於ても、蠻行の例は決してそれより少くなかつた。言い得べくんば、工場制度の成立は害惡を増大せしむるに誘因を與え、併もそれらの悲惨なる様相を集中して脚光を浴せしめたのである。従つてまた、改善の可能性は却つて與えられたのであり、工場兒童保護の新局面は此處に開かれたのである。⁽¹²⁾

蒸氣機關が原動機として利用される以前の紡績工場は溪流の邊に立地したのであるが、更に工場嫌惡の念の著しかつた當時のこととてこれらに伴う勞働力確保の困難を解決したのは、ロンドン、リヴァプールその他の大都市から豊富に獲得され得た教區徒弟であつた。⁽¹³⁾これら教區徒弟が如何に悲惨な境遇に沈淪して行つたかの實例は枚舉に遑ないのであつて、彼等が急速に簇生・發展しつゝあつた紡績工場に於て集團的に雇傭されたことは比較的早くから識者の注目を惹くに至り、これに對する人道的批判が工場法制定の動機となつた。更に紡績工場は「同じ屋根の下に多數の少年を集め

たが故に「保護立法の制定・施行には最も障害が少いという恵まれた條件にあつたので、最初の工場法は一八〇二年木綿・羊毛工業の教區徒弟に關して發布されたのである。⁽¹⁷⁾だが、屢々指摘される如く、この工場法は全く死文に終つた。續いて一八一六年、ロンドンの教區は四十マイル以遠の地へ教區徒弟を送り出すことを禁ぜられ、主としてロンドンより北部工業地帯への非人道的な教區徒弟の集團輸送に終止符を打つたのであるが、時既に蒸氣機關が動力として應用され、紡績工場は都市に立地するに至つていたので、勞働力の供給源は自由勞働兒童(free-labour children)へと移行してゐたのであつた。⁽¹⁸⁾併も工場内で彼等の陥つた運命として決して教區徒弟のそれと擇ぶところがなかつた。

かかる情勢の推移に應じて、自由勞働兒童にも法律的保護を與えんとする試みは夙にオウエン以來不斷に推進されたに拘らず、一八一九年のピール法、⁽²⁰⁾一八二五年のホッブハウス法の如く、木綿工業に關して實効の伴わざる工場法が制定されたに過ぎず、度重なる論戰の末、漸く一八三三年に初めて効力ある工場法が絹工業以外の全纖維工業の兒童・未成年者を對象として發布された。⁽²²⁾更に一八四四年にその適用は婦人にも及ぼされ、⁽²³⁾一八四七年の十時間法を経て、一八五三年の工場法に統合された。⁽²⁵⁾結局、工場制度が成立して兒童勞働の弊害が集中的に表現され得た木綿工業に於てその改善は最初に着手されたのであるが、完全な成果を收め得るまでには議會の内外を通じて強靱なる反對論を克服しなければならなかつたのであり、殊にアダム・スミスの所説を自己に好都合なように援用する工業資本家の反對論は「自由放任」の思潮に乗つていただけに極めて強力であつた。従つて工場法の制定には多大の日時と遅々たる前進の累積が必要であつた。⁽²⁶⁾然し、法的手段による社會的害惡の匡正というこの目的が達成されるに何よりも貢獻したのは、勿論議會の内外にあつて倦むところなく辛酸なる努力を繼續した人道主義的社會改革運動家の情熱も忘れられないが、⁽²⁷⁾寧ろ半世紀に垂んとするその間に認められる十九世紀社會の大きな變遷であつて、われわれはこの背景をこそ忘れてはならない。即ち、先づ第一に、「産業の自由」(freedom of production)の名のもとに遂行された資本家活動のみの自由が、

例え「生産」の問題を解決して資本家の手許に富の蓄積を齎したにしても「分配」の問題を解決して國民大衆の福祉を

増進することはなかつたとする社會的批判に始り、社會的害惡を前にして覺醒させられた十九世紀の良心がこの段階に對應する新なる人道主義と社會改革理想を擡頭せしめたことである。そしてこれらは、一方で「自由放任」の資本家的獨斷が理論的批判を受け、他方では大衆の社會問題に對する關心が昂揚されつつあるとき、相俟つて國家的干涉への途を開拓して行つたのであつた。⁽²⁸⁾次に、ナポレオン戰役の混亂から恢復するにつれて、次第に社會の最弱分子に對して保護を與え得るだけの餘裕を許した經濟的繁榮が考えられねばならない。然し未だ、⁽²⁹⁾勞働者が充分に階級意識と強固な恒常的結合を有しない十九世紀前半にあつては、かかる法律の制定が直ちに彼等の階級的要求の勝利であるとは認められない。議會に於て工場改革運動を推進して行つたのは、主として人道主義者、殊にトリー黨に屬する博愛運動家であるが、法案審議の經緯は寧ろ彼等の提出した眞摯なる法案がトリー・ウィツグ兩黨政爭の間に翻弄されて採否が決するといふ實狀であつた。⁽³⁰⁾選舉法改正の代償として一八三三年の工場法が、穀物法廢止の復讐として十時間法が通過したのはその一例であらう。

扱、木綿工場以外の工場、作業場 (workshop) 及び家庭工業に於ける兒童勞働の弊害は、或いは今更目新しいものでもなかつたし、或いはその部門自體が木綿工場程の注視を浴びなかつたので、その害惡が往々木綿工場以上に極度なものであつたに拘らず論議的とならなかつたに過ぎない。然し最初の保護立法が一應の成果を收め、併も反對論者の主張した如き證據が杞憂に過ぎなかつたことが明白となると、人道主義の恩恵が漸次に他の分野に及ぼされ行くのは當然の趨勢であつた。かくして、纖維工場、鑛山、纖維工業以外の工場へ、更に作業場へと兒童 (並びに未成年者、婦人) 勞働の保護は擴張されて行つた。

本稿のテーマとする煙突掃除業に於ける兒童 (クライミング・ボーイ) の保護立法は、右の如く兒童勞働一般に救済の手が差のべられて行つた時代にあつて、この部門の害惡が「イングランドのどんな職業の中でもタイバーン (ロンドンの死刑場……筆者) への最大の搖籃」と言われる程であつたが故に最も早くから制定されたに拘らず、この部門特有の

諸原因とクライミング・ボーイの苦難に對する一般の恐るべき冷淡に禍されて、一世餘の長きに亘る議會内外での努力の結晶が漸くにして一八七五年に至りこの「イギリスに特有の害惡」を終熄せしめ得たのであつた。その歴史は、假令産業革命の直接的影響を蒙つた工場児童と事情が同一でないにしても、而も十八世紀より十九世紀半ばに及ぶイギリスの社會・經濟生活の特徴づける數多の要素を浮彫するものとして興味が深いであらう。

註(1) 兩派の見解に研究的展望を與えられたものとして、小松芳喬、「産業革命と勞働者」(人文科學研究、第七號)昭和二十四年參照。

(2) J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, vol. I, *The Early Railway Age 1820—1850*, 1926, pp. IV, 561—2.

(3) T. S. Ashton, *The Industrial Revolution, a Study in Bibliography*, 1937, p. 13.

アシントン教授は過去の勞働者階級の歴史が餘りにも政治的英雄傳記主義であつたと指摘し、勞働者生活の向上に貢獻したのは個人の英雄的行爲や「運動」よりも寧ろ「非人格的諸力」——交通の發達、地方的統制の衰退、通貨供給の圓滑化、協同組合を含む小賣店舗や貯蓄銀行の發達がその内容として挙げられている——の進展であると述べ、從來經濟史に於ける「運動」の重要性が誇張されていたことを警告している。

小松教授は「非人格的諸力」の内容を『教育の普及、出版の民衆化、大衆娯樂の隆昌、公共圖書館・公園・公衆浴場、博物館の發達など、經濟的要素でないが、商人による「英雄的」行爲乃至「運動」ではないもの』へも擴充することを示唆されている。(小松芳喬、前掲稿、八六頁)

(4) O. J. Dunlop, *English Apprenticeship and Child Labour, a History*, 1912, p. 262.

E. Lipson, *The Growth of English Society, a Short Economic History*, 1949, p. 105.

(5) 此れに關しては Dunlop, op. cit., Ch. XVI. 及び特リロンドンに關しては M. Dorothy George, *London Life in the XVIIIth Century*, 1925, Ch. V. & Appendices IV. 參照

(6) Dunlop, op. cit., pp. 230—1.

例えばノッティンガムの靴下製造業に於ては徒弟二十五人を擁しながら、日雇職人を一人も雇はない親方さえあつた。

(William Felkin, *A History of the Machine-Wrought Hosiery and Lace Manufactures*, 1867, p. 75.)

- (7) デフォウはヘリファックス近傍の毛織物工業に就ての敘述の中で「四才そこそこの子供たち」が働いていると述べている。
(Daniel Defoe, A Tour through England and Wales, Everyman's Library, vol. II, p. 136.)
- (8) C. R. Fay, Great Britain from Adam Smith to the Present Days, an Economic and Social Survey, 1929, p. 352.
子供たちは長い間ずっと工場に雇われた大多数の子供たちよりも幼い年令で且賤い勞賃で働くことに慣れていた。(Lipson, op. cit., pp. 268—9.)
- (9) J. L. and Barbara Hammond, The Town Labourer 1760—1832, The New Civilization, new ed., 1925, p. 144.
- (10) 機械化の結果は作業が簡單化されて児童勞働の領域が擴大したのみでなく、殊に初期の機械では児童の方が却つて好都合な
りでもあった。(cf. Dunlop, op. cit., p. 265.)
- (11) Ibid., pp. 266—7.
- (12) 産業革命期の社會的害蟲が専らナポレオン戦役に基因するというダニヤルスの見解 (G. W. Daniels, The Early English
Cotton Industry, 1920, pp. 146—8.) を全面的に受容し得ないであらうが、戦争がかかる害蟲を激化させたことも充分に考慮
されねばならない。(cf. J. L. and Barbara Hammond, The Rise of Modern Industry, 2ed., 1926, pp. 43—4, 250.)
- (13) L. C. A. Knowles, The Industrial and Commercial Revolution in Great Britain during the Nineteenth Century, 192
1, p. 392.
George, op. cit., p. 267.
- (14) Arthur Redford, Labour Migration in England, 1800—1850, 1926, pp. 22—4.
十八世紀のロンドンではシン酒の弊害も伴つて、殊に貧民層の乳幼児死亡率が極めて高く、而も幸運に成育したとしても彼
等の將來には苦難の泥沼が待つてゐるに過ぎなかつた。斯る慘狀に心痛した人道主義の闘士ジョナス・ベンウエイ等の努力に
より、一七六七年のベンウエイ法以下一聯の救済と改革が企てられたのであるが、これが皮肉にも強制勞働所 (work house)
の收容人員を増増せしめてランカシャー木綿工業によきな勞動力供給源を提供した。(George, op. cit., pp. 24—33, 42,
225ff. and 256.)
- (15) Hammond, Town Labourer, p. 149.

一七八四年——factory fever が最初に流行した年——マンチエスターの治安官 (magistrate) 達は夜業や十時間以上勞働
させる木綿工場には徴雇徒弟契約書の認證を拒絶する旨決議した。勿論實効は伴わなかつた。

- (16) Lipson, op. cit., pp. 269—70.
- (17) 42 Geo. III, c. 73. (Health and Morals of Apprentices Act)
- (18) 56 Geo. III, c. 139.
- (19) Redford, op. cit., pp. 25—8.
- (20) 59 Geo. III, c. 66.
- (21) 6 Geo. IV, c. 63.
- (22) 3 & 4 Wm. IV c. 103.

この法律は工場監察官制度を創始したことが始めて工場法に實効を生ぜしめた。(B. L. Hutchins and A. Harrison, A History of Factory Legislation, 2ed, 1911, p. 40.)

- (23) 7 & 8 Vict., c. 15.
- (24) 10 & 11 Vict., c. 29.
- (25) 16 & 17 Vict., c. 104.
- (26) リブソン氏は「經濟的進歩の犠牲者の苦難」に對して國民一般の無關心であつた理由として概ね次の如きものを擧げてい
る。

一、工場制度初期の害悪は大部分産業革命以前の社會からの遺産であつて、時に工場はそれを惡化させたとは言へ、その害悪は深く根ざしたものであつたから國民の良心を喚起しにくかつた。

二、同様に十八世紀社會からの遺産たる「自由放任」の嚴格な教義に經濟的救世を見出すという經濟學說に支配階級の意見は支配されていた。一世紀に亘つて信奉されたこの教義は一朝一夕にして破棄し得るものではなかつた。

三、多數の議員たちは、工場制度の害悪は過度に誇張されていると信じこみ且木綿工場以外の處はもつと悪いと辯護されたのみならず、大衆の意見は、兒童は勞働か飢餓かの二者選一である(“too much work, or too little to eat”は或程度まで事實であつたが、これとても兒童勞働が成年勞働者の勞賃と雇傭を壓迫していたことと切離して考えられない……筆者)とか又子供が有閑であることが怠惰と罪惡の原因となるとの主張にも影響されて社會的改革に賛意しかねたこと。

四、シーニョアの「最終一時間説」の如き理論に基いて勞働條件に對する國家的干渉は反對されていたこと。

(Lipson, op. cit., pp. 268—71.)

(27) 勿論運動家個人の行爲のみを問題にすべきではなく、ジョージ夫人の次の如き言葉を玩味しなければならない。

「木綿工場での兒童の徒弟奉公に對するプロテストの運動は、社會的責任觀念の進展段階を示し、且虐待から個人を保護する試み以上のものがある。」(George, op. cit., p. 266.)

(28) cf. Lipson, op. cit., pp. 271—5.

序ながらリブソン氏は、十九世紀の工業政策は「自由放任」から保護政策へ、商業政策は保護政策から「自由放任」へ移るという趨勢の著しい對照をなしたと述べている。(Ibid., p. 300.)

(29) 十八世紀末ロンドンの教區徒弟に關説してであるが、ジョージ夫人は「國はより豊かに、勞働はさらに生産的となつた。最早苦役する子供たちが貧困と浮浪に對する最上の安全瓣であるとは思われなくなつた。」と述べている。(George, op. cit., p. 267.) 同様のことが、十九世紀二十年代以降のイギリス兒童勞働一般に當けると考えるのは牽強附會であらうか。

(30) Lipson, op. cit., p. 272.

G. M. トレヴェリアン(林健太郎譯)英國社會史、八六三—五頁、參照。

(31) George, op. cit., p. 246.

II クライミング・ボーイ

“When my mother died I was very young,

And my father sold me while yet my tongue

Could scarcely cry ‘weep, ‘weep, ‘weep, ‘weep!’

So your chimneys I sweep and in soot I sleep.”

W. Blake.

メイヒュウの算定(一八五〇年)する處に依れば、ロンドンの石炭消費量は年額約二五〇万噸⁽¹⁾、これから排出される煤は一〇〇万ブッシェル以上に及ぶ。⁽²⁾この煤の掃除に、煙突小僧を「人間ブラシ」(human brushes)⁽³⁾として煙突内に攀登らせる非人道的な方法が、十八世紀から十九世紀にかけて行われていた。言う迄もなく彼等白人の「黒ん坊」(black nuchins)⁽⁴⁾が經驗した苦役は容易ならざるものであつたが、先づ如何なる経緯でクライミング・ボーイが出現した

かを一瞥しよう。

石炭がイングランドで使用され始めたのはさして古い時代に属さない。然し漸く深刻化した十六世紀以降の木材不足は次第に燃料の石炭への移行を推進したものである。既に一六〇〇年、ロンドンへの移入炭は年額二〇万 Chaldron に達し、二〇〇隻がその輸送に當つていたことは、工業用炭を考慮に入れても、石炭が家庭に於て相當一般に使用されたことを想像せしめる。⁽⁵⁾

然し石炭の燃焼は多量の煤と悪臭を伴うので、煙突の建造も亦必至であつた。即ち中世イングランドの家屋には普通煙突の設備がなく、僅に家根の煙穴乃至は窓から煙を排出したのであつたが、エリザベス時代より煙突は廣く見られるようになったのである。だが當時は未だ壁爐からの煙が一本の鑿り煙道を通して屋根の煙突に導かれるという程度の簡単なものに過ぎず、その掃除も容易であつた。これがハノーヴァ朝の邸宅では各部屋に暖爐を設けるに至つたので、ロンドンの如きは煙突の都となり、而も一本の煙突は數本の煙道に分れて、或いは水平に、或いは垂直に、壁の間のジグザグなコースを辿つて各部屋の暖爐に及ぶという複雑な構造を呈した。このような煙道數の増加につれて、屋内美觀のためにもその構造は複雑化したのであるが、更に建造費節約と充分な空氣供給のため煙道の内徑は却つて縮小される傾向にあつた。これに拍車をかけたのは投機的建築業者である。少し時代が降るのであるが、十九世紀初期にその極端なものは六インチ平方、多數のものが八―九インチ平方、そして大部分は平均して九インチに十四インチという状態であつた。⁽⁶⁾

かくして、石炭より排出する多量の煤が狭い煙道の内側に固着するため、その掃除は極めて困難となり、小柄の少年（或いは少女）を登攀せしめるに至つたのである。これはほぼ十八世紀より一般的となり、既述の如き煙突構造の複雑化、石炭使用増加の趨勢と共に益々廣汎に行われることとなつた。而も、クライミング・ボーイの方法は他の諸國では見られない處であり、ここに彼等をめぐつて、イギリス特有の社會問題が提起されることとなつた。⁽⁷⁾

扱、それではクライミング・ボーイのこの作業はどのようにして行われたのであろうか。作業を敏捷にするために、腕・脚・足は露出するが、膝までの長いフランネル製上被を着け、帽子を被つて眼や口に煤の入るのを防ぐ。だが狭い煙道が数多いのであるから、かかる時は小柄の小兒と雖も全裸で登らねばならなかつた。暗闇の、煤に覆われた煙道の中とて指の掛け場も分らないから、腕と脚を煙道の壁に強壓しつ一つ一時刻みに登攀するほかない。併も、熟練者には階段を昇る程の速さで煙突の頂に達した者もあつた。登る時と同じく、降る際にも全身を充分に活用して壁の煤を落し、且それを煙道の口にまで運ぶが、ブラシやスクラツパーは凹所と煙道の曲り角以外に使わない。かくして蒐めた煤は袋に入れて親方の小屋に納める。平均すれば一日に四本の煙突を掃除すると言われてゐる。⁹⁾

だが新參の幼い子供にとつては、悪臭や暗黒の恐怖もさることながら、か弱い腕や脚で登攀するのは容易な業でなかつた。従つて古參の少年が下から要領を教えつつ登るのであり、假りに踏み外したとしても先輩の肩で支えてやるという指導方法が行われてゐた。それにしても甚だ危険を伴うのであるから煙道に登ることを拒むのは年端もゆかぬ少年にとつて止むを得ないことであるが、或いは脅迫し、打擲して煙道内に押込み、足蹴にして進ませ、更には臍にピンを突き刺したり、下から糞を燃して登らざるを得なくする等の手段は親方の常套する處であつた。勿論その當初は肘や膝から血が滲み、腫物が生じて疼痛に耐えぬのであるが、親方にとつて此處で温情を垂れることは禁物とされていたのであり、如何に傷が悪化しようとも硝酸劑を塗布して容赦なく仕事を繼續させれば、概ね六か月にして無感覺なこと恰も壁の一部の如くに硬化するのであつた。¹⁰⁾

然し、粗野な親方、それ以上に兇暴な職人から加えられる暴行のほかに、煙道の中に於て彼等の遭遇する危険も少くなかつた。その實例を挙げれば數限りないが、堅煙道で墜落して負傷することは容易に想像される處であるし、⁽¹¹⁾加熱した煙道に登つたり、燃えている爐に落ち込んで火傷することも頻繁であつた。就中、煙突火事の消火は最も危険な仕事の一つであり、假令着衣を密閉して登るにしても、狭い煙道内で身を以て事に當るのであるから火傷しないのが不思議

な位であろう。それにも拘らず、絶えず積極的に活動する限りは火傷しないものだというのが親方の言種であつた。だが然しその凡てに比して何よりも悲惨であつたのは窒息である。煙道内の煤の掃き溜りは「死の罌」であり、ここに陥れば救を求むるにその術なく、忽ちにして窒息してしまふであらうが、かかる場合は假りに救出されたとしても癡人になりかねないのであつた。そのみならず、如何に小軀の少年を裸にしても、極端に狭い煙道は往々にして進退の自由を失わしめる。況して内部の具に知る由なき煙道であつてみれば、いつ狭窄部に身を奪われるか豫想し得ない。その場合も親方の用いる常套手段は、亦殘虐の一語に盡きる。かの「オリヴァ・トウイスト」の中で親方ギャンフィールドの述べる處を引用しよう。彼は、同業者程には多くの少年を窒息死させていないのを誇つて、

「も一度奴等を降りてこさせようてんで煙突の中で燃す前に、あの人たちやあ葉を濡らすからですよ。そんなこつちあ煙はつかりで、焰が出やしねえ。だつて煙つてのは子伴を眠らせやがるだけで、奴を降りてこさすにてんで役立ちやしねえんだのに、それにそいつあ奴の好むところさあ。子伴共はとつても強情で、その上とつてもものろまでござんすよ、旦那。それで奴等を急いで降ろすにや、たんまりと熱い焰程いいもんばございませんや。そいつあおまけに情つてもんよ、旦那。だつて萬が一奴等が煙突の中でふん詰りになつてたつて、足を焙られちあ奴等あ拔出ようつてもがきま
さあ。」

然し乍ら脱出し得れば幸運である。一八一七年現實にエヂンバラで起つた一例を挙げれば、親方レエは十一才の徒弟フレイザーを煙突に登らせたのであるが、狭い煙道の中で彼は五時間も身動き出來ずに跪いたのであつた。遂に如何なる脅迫も無効であると知つたレエは、別の徒弟を煙道内に送り込んで、フレイザーの片足を綱を結んだ。そして、彼の呻くも構わずロープを力任せに引張つた。聽て、少年の苦悶は聞えなくなつた。石工が煙道に穴を開いたとき、憐れなフレイザーは兩手を頭上に伸し、腹這いになつて死んでゐた。而も、煙道の曲りの處で、頭を堅煙道につめ込み、手拭は頭、シャツは首の周圍に巻きついてゐた。⁽¹⁸⁾

クライミング・ボーイの蒙る危險はこれのみでなかつた。更に、間接的にはあるが、幾多の苦難が彼等の肉體を蝕んで行つた。即ち、煤粒の刺戟で血膜炎や爛れ眼を起したが、仕事を休まない限り治癒しないのであるから、視力減退乃至は失明の危險すらあつた。彼等の作業は甚だ汚穢するに拘らず、數週間、數か月に一度の入浴は常態であり、否、寧ろ入浴は懲罰の一種とさえ看做されていた。その結果腫物の生ずること多く、殊に陰囊の襞に溜つた煤は「煙突掃除夫の癌」(chimney-sweeper's cancer)の原因となり、切開しなければ致命症であつた。骨髄の柔い、發育盛りの少年が重い煤袋を運ぶので、脊骨・腕・脚の畸型を齎した。粗漆喰の煙道を登り、それよりも降ることは膝頭を押潰し、足首の關節を腫れあがらせた。その上、大抵の場合は、親方自身の生活に多少のゆとりすらない程度であつたので、況して少年の衣食は見るも憐であり、加うるに過勞から一般の憔悴は著しかつた。住居とて濕つた穴藏で、煤袋に包まつて微睡むのであるから冬の苦痛もさること乍ら、特に活況期たる眞冬の彼誰時に仕事を求めて街頭を叫び廻るために、彼等が屢々咳嗽や喘息に罹つたことは容易に想像されるであらう。⁽¹⁴⁾

然らば誰が、右の如き、「慈悲深き人が犬をあしらうよりも悪い」⁽¹⁵⁾待遇に甘んじ、「これ程殘忍な蠻行がどの文明國で行われ得たのも知らない」⁽¹⁶⁾という悲運を擇ばなければならなかつたのであらうか。不幸にして、當時のイギリスでは親方がクライミング・ボーイを獲得するに、それ程の困難はなかつたものの如くである。先づ何よりも彼等の出自は教區徒弟に求められる。殊に、都市の強制勞働所が收容人員過剰で、徒弟契約の捌口に苦慮していたとすれば、直ぐにでも身許を引受ける職種は、親方が貧困で教區より授かる僅かな養育料をも希求するものであるか、或いは兒童勞働が甚だ有利な部門であらう。かくして、親方の中には徒弟二十四人をも擁し、活況期には一日六ペンスで同業者に賃貸し、夏期には食を街頭に乞わせたり、盗みを教唆した者さえあつた。⁽¹⁷⁾然し、生活に疲れて愛兒を厄介視する親が、二―三ギニーならまだしも、時には一杯のジンで扶育の經費を省こうとした例は決して稀でない。⁽¹⁸⁾而もそれが四、五才の幼兒であつてみれば、他の部門には正規の徒弟として使つて貰えず、止むなく掃除人の間を連れ廻つて最も値踏のよい親方に

賣りつけたのであつた。更に誘拐された少年もまた賣買の對象となるのであるが、この職業の性格上、the smaller the child, the better the priceであつたから、幼児や發育不全の少年がその毘に陥り易く、決して貧者の子弟のみが狙われた譯でもない。だが、それすらも買えない親方は路上や強制労働所で自ら少年を誘惑するか、又は小身瘦軀であるというので好んで自己の娘を使用した。⁽¹⁹⁾

當時の識者は屢々凡ゆる害惡の根源が親方の貧困と無智にあると考えていたのであるから、ここで暫らく斯業の全貌に就て検討しよう。親方の収入は、煙突一本に付六片より一志六片の掃除代と一ブツシエルに付八、九片(十九世紀初期)より五片(十九世紀中葉)の煤の賣値から成る。どれ程の信憑性あるかは別として、メイヒュウに依ればクライミング・ボーイ時代に於けるロンドン煙突掃除業の總年收は掃除賃收入一万六千磅、煤賣却收入一万三千磅、これより年支出一万三千磅余を差引き總純益一万五千磅余である。⁽²¹⁾これは一九一七年下院に於けるトウクの證言に照して、富裕な親方で二百磅以上、一般には百磅前後の純益を親方に許したとの推定を得しめるのであり、これから見る限り親方の生活は決して赤貧洗うが如きものであつたとは考えられない。

従業者數の正確な計數が有り得よう筈もないが、ロンドンの概數は別表の如くである。イングランド全體を通じてはほぼこれの二―三倍と見て差支えなかる。うが、一八五四年英國全般にクライミング・ボーイ四千人とも言われている。親方の擁する徒弟數は夏冬の變動もあり、必ずしも一樣でないにしても、富裕な親方で四、五人、一般には二、三人で

Number of Chimney-sweepers in London ⁽²²⁾				
	Masters	Journeyman	Apprentices	Authority
	(established)	100	200	400
1785		{ 50 }		
	(itinerant)			150
1792		200	200	500
				Porter ^(b) (estimates)

	200	150	500	Report of the Committee of H. C. ^(c)
1817				
1831	421			Census returns ^(c)
(male)	619		370	Census returns ^(c)
1841	44			
(female)				
1850	350	411	62	Mayhew ^(r) (estimates)

あるのが常態であつた。勿論富裕な親方の數は精々全體の一割であり、彼等は煤を買込んで煤商人をも兼ね、徒弟に對する待遇は比較的良好であつた。然し大部分を占める殘餘の親方は極端に徒弟の健康、道德、宗教、教育に無關心であり、就中獨立後間もなき最下層の親方は行當りばつたり少年を抱え込み、狹隘不潔な煤小屋で煤をベッドに眠らせた。これは親方となるに何らの知識も、資本をも要しなかつたので容易に開業し得たからであらう。即ち、煤小屋兼用の徒弟部屋のほか、ブラシとスクラツパー、梯子とロープ、それに煤袋さえ整えば、あとは前述の方法で徒弟を獲得するに何の經費も要せず、彼等に衣食を物乞いさせても一人當り四—五十磅の年收を齎らす。斯る事情が絶えず零細な親方を簇生せしめ、その壓迫で大部分の親方の收入内容は計數以上に劣惡であつたのではなからうか。

然し乍ら、親方の貧困のほかに、猶他の一面が考えられねばならない。その服裝は汚く、剩る惡臭芬々たる彼等は、日常の言動と相俟つて、社會の最下層、乞食・盜賊の同類と認められていたのであり、彼等と何ら擇ぶ處なき street folk からさえも侮蔑の眼を以て迎えられた。⁽²⁵⁾ それ故この職業で身を立てる者には自ら一定の限界があり、他の職業には何の役立つべき才覺もない日雇職人は、放浪と犯罪の世界に身を落さない限り、據ろなく徒弟よりの經路を親方に上昇して行つたが、そのほか汚穢屋、市街清掃人、塵埃蒐集人、呼賣行商人等々、要するに社會のあぶれ者が多少流入

してきたに過ぎない。従つてかかる親方の性格がクライミング・ボーイに對する虐待、非行を激化し、彼等の受ける社會的蔑視を深化した。親方のこの性格は營業上の不正にも現れる。例えば、煤の賣買に關するその惡辣さは全く無限であり、夾雜物の混合と量目の偽瞞は彼等の常道であつた。反面、假りに尠からざる收入があつたとさえしても、御多聞に洩れず飲む、搏つ、買うの道德的頹廢は陋屋で最低生活を餘儀なくせしむるに充分であり、勞働に耐えなくなると餘生を教區の扶養に託すというのが彼等の定石であつた。⁽²⁷⁾

かかる兇暴、貧困、無智、不正、惡德、墮落にこよなき範を垂れる親方の下で成育するクライミング・ボーイが、單に肉體の健康をのみ失つて行つたのでないことは言うを俟たない。蓋し、登攀の特技を有し、物乞と竊盜を親方に強制され、閑暇を投錢戲に過す少年が、煙突に登り得ない程に發育したときは既に他の職業を修得するにも年嵩であり、それよりも心の歪曲が甚だしいのであるから、些少な報酬で職人として親方の間を流浪しない限り、「絞首台に向つて成人して行く」⁽²⁸⁾不逞の輩であつたのは誠に當然のことであらう。⁽²⁹⁾

然し、假令末は乞食、盜賊の類となるにしても、無垢の幼兒に罪のあり得よう筈はない。併も、孤兒、棄兒か、無慈悲な親に賣られた少年が、暖房裝置の發達という人間生活向上の犠牲となつてゐるのであるから、寄方なき彼等の運命は一に以て社會的良心の喚起と法的手段による保護に委ねられてゐる。

十八、九世紀イギリス社會が決してかかる社會的害惡に對する同情の全身麻痺状態にあつたのではないことは、夙に博愛運動家のクライミング・ボーイ保護活動が行われたことによつても知り得よう。而も、工場兒童より十倍も惡いと言われる彼等の苦難が、累次の工場法制定に拘らず未永く法的手段によつて根絶し得なかつたのは如何なる原因に基くのであらうか。これを工場兒童の場合と比較してみても、工場法反對論者の有力な一論據たる外國との競争は凡そ考えられないし、親方の陣營が木綿工場主のように強力な反對運動を展開した譯でもない。更に、邊鄙な土地の工場に人目を避けて閉込められ、當局者の監察をも拒否して擯取されたのでもない。否、議員たちの邸宅は言わずもがな、一八〇八

年奴隷貿易を廃止したその議事堂の煙道を議員たちと同じ血の流れる別の黒人奴隷が這いつり廻っていたのであつた。それにも拘らず、議會に提出された法案が尤もらしい反對論によつて繰返し葬り去られるのをみると、われわれはこの解答を究極的にはジョン・ホーランドの次の四行に求めるほかないであらう。⁽³⁰⁾

The chimney-sweeper is a little slave, Whose presence and whose horrible employ
Are so familiar with our earliest thoughts That we forget to question their humanity.

J. Holland.

註(一) ガス用炭、船舶用燃料炭等を除き、家庭用炭、工場用炭等々、凡て煙突に煤の堆積されるもののみの消費量である。

Henry Mayhew, *London Labour and the London poor: the condition and earnings of those that will work, cannot work, and will not work*, vol. II, London street-folk, 1851, p. 390.

(2) Ibid., pp. 389—90.

(3) Hammond, *Town Labourer*, p. 177.

(4) "Letter to the Guardians of the Infant Poor," quoted in George, op. cit., p. 243.

(5) Mayhew, op. cit., p. 383.

(6) Ibid., pp. 382—9.

(7) George L. Phillips, *England's Climbing-boys, a history of the long struggle to abolish child labour in chimney-sweeping*, 1949, p. 1.

Hammond, *Town Labourer*, pp. 177—8.

Mayhew, op. cit., p. 402.

(8) Phillips, op. cit., pp. 1—3.

ペンシタメントでは一七八八年よりこの方法が行われ始めた。

(9) Mayhew, op. cit., pp. 395, 399.

George L. Phillips, "Sweep for the Soot O! 1750—1850," *Economic History Review*, 2nd series, vol. I, Nos. 2 & 3,

1949, p. 151.

- (10) Phillips, England's Climbing-boys, p. 24.

Mayhew, op. cit., pp. 394—6.

Hammond, Town Labourer, p. 179.

- (11) 或る少年は煙道内で墜落して骨折したが、外科醫が片脚では以後絶対に煙突には登れないと保證すると、喜んでその切斷に同意した。(Phillips, England's Climbing-boys, p. 5.)

- (12) Charles Dickens, The Adventures of Oliver Twist, 1838, Ch. III, p. 16.

- (13) Phillips, England's Climbing-boys, p. 4.

- (14) Ibid., pp. 5, 24.

Mayhew, op. cit., pp. 396—8.

Hammond, Town Labourer, pp. 180—1.

- (15) George, op. cit., p. 243.

- (16) Phillips, England's Climbing-boy, p. 45.

- (17) George op. cit., pp. 223—3), 243—4.

- (18) 一七七三年の調査では、クライミング・ボーイ十九名中僅に三名が教區徒弟出身であつた。(Ibid., p. 244.)

- (19) Hammond, Town Labourer, pp. 178—9.

Mayhew, op. cit., pp. 393—4.

- (20) Ibid., p. 399.

- (21) Phillips, "Sweep for the Soot O!" p. 152.

十八世紀末二十年間、ロンドンに於て賣却された煤の年額は、六十万ブッシェル、平均價格は一ブッシェルに付一先であつた。(Ibid., p. 151.)

煤は肥料、殺虫劑として小麥畠や牧草地に撒いたが、地熱を高める効果もあつた。また、國內のみでなく、西印度諸島にも輸出された。(Mayhew, op. cit., p. 391, Phillips, "Sweep for the Soot O!" pp. 151 n., 152.)

- (22) Mayhew, op. cit., p. 400. 掃除費平均十片、煤一ブッシェル五片としての計算である。

- (23) Ibid., pp. 393, 399.
 (24) (a) Phillips, England's Climbing-boys, p. 3.
 (c) Hammond, Town Labourer, p. 178, Mayhew, op. cit., p. 391.
 (d) (e) (f) Ibid., pp. 391-2.

類、一八五〇年に徒弟の著滅していることに就ては後述する。

- (25) Ibid., pp. 409-12.
 (26) Phillips, "Sweep for the Soot O!" pp. 152-3.

極端な例になると、砂と埃を九十パーセント混合している。(資本論、第一巻、第八章、第三節〔長谷部文雄譯〕第二分冊、二二四頁)

- (27) Mayhew, op. cit., pp. 409-18.

- (28) George, op. cit., p. 246.

- (29) 博愛運動家 J. C. ベトンは煙突掃除業の害悪として次の十項目を挙げている。

- | | |
|--|--|
| 1. Early age of apprenticeship | 2. Methods of securing boys |
| 3. Methods of instructing boys | 4. Ill-treatment from journeymen |
| 5. Filthy lodgings | 6. Social ostracism. |
| 7. Dangers faced in climbing | 8. Boys used as fire-fighters |
| 9. Deformities resulting from climbing | 10. Too large to sweep, too old to learn another trade |

(Phillips, England's Climbing-boys, p. 32 n.)

- (30) Ibid., p. 5. (John Holland, "An Appeal to the Fair Sex," Chimney-Sweeper's Friend, p. 279.)

三 クライミング・ボーイの廃止

"..... for there are those Who pity what we feel,
 And strive, unfrightened by our foes, The stripes they give, to heal."

兒童勞働の害惡が決して機械發明や工場制度の成立と共に出現したのではないとすれば、これに對する社會的批判乃至改革運動もそれに先立つものであつた。ジョージ夫人がいみじくも「不仕合せな徒弟を虐待から保護するための運動は成長しつゝあるヒュウマニテイの精神の最も早い表示の一つであつた」⁽¹⁾と指摘せる如く、殊にその弊害があらわであつた教區徒弟等に關しては假令微溫的であつたにしても既に一七四七年に最初の保護立法が制定され、爾後十八世紀後半には次第に人道主義的社會改革運動が展開されて行つた。然し乍ら、日曜學校の設立に見られる如く早期の職業的訓練を以て絶對的な兒童教育方針なりとする理想への批判は萌しつゝあつたと雖も、その實踐的運動は可及的幼少年令で勤勞し、自活する兒童の姿に飢餓と放浪よりの防壁を見出すという限界内に止る“Old Philanthropy”であつた。従つてこれを教區徒弟の制度に就いてみても機構自體の改革を志向するものではなかつたから、右の運動が最も早期に進展しつゝあつたロンドンに於てさえ、運営面に幾多の改善が實現されながらも事情如何によつては北部工業地帯への集團輸送の例に見られる如く「システムが不可避的に虐待を助長した」のを防止し得べくもなかつたのである。⁽²⁾

クライミング・ボーイ問題が初めて鉅上に採上げられたのは右の如き社會的背景の下に於てであつた。即ち、その害惡が漸く識者の寒心を買うに及んだ一七六〇年、バブリック・アドヴァタイザー紙上に“Ambulator”なる匿名にて掲載された、靴や靴下を穿いていないクライミング・ボーイを召致して親方の名を聴取すべきであるとの、ロンドン及びウエストミンスターの治安官宛公開狀に始る。夙に博愛運動家としての活躍を續け、貧民子弟に對する幾多の保護運動を推進してきたジョナス・ハンウェイは當然この問題に關しても闘士であつたが、更に彼の協力者としては煙突掃除業に於て徒弟よりの經路を大親方に上昇して行つたデエビッド・ボーターの名が擧げられる。保護運動はこの二人の主導により一七七〇年、少年の苦難を緩和する方策を考慮するため親方の間に友愛組合を結成する試みを以て出發した。次いで三年後には Committee in Behalf of Chimney-Sweepers' Young Apprentices を設立し、或いは親方の宗教心に

訴え、或いは徒弟を優遇することが却つて親方の繁榮を招くものであるとの實利的な勸告を行つて、要するにヒュウマニテイの喚起を要請したのであるが、前述した如き性格の親方が斯る運動を積極的に協賛しよう筈もなかつたのでいづれも失敗に終つてゐる。然し他方に於て、クライミング・ボーイの窮狀を指摘し、その救済策を指摘した文書を刊行して公衆の關心を蒐めんとする試みが續けられ、時勢は斯る運動の遂行に有利な氣運にあつたので、二應その努力が實を結んで一七八八年に最初の保護立法 (An Act for the better Regulation of Chimney Sweepers and their Apprentices) ^(a) が發布された。だが未だ社會立法に就いての認識や經驗も尠く、寧ろ強硬な反感のなしとしない時代であつたので、この法案は保守的な上院の修正によつて骨抜にされ、その遵守を強制する規定に缺き、ために「齒なしの老獅子」に似たるものがあつた。それにしても、"Old Philanthropist," ハンウエイがその著に親方の自發的な協力を俟たんとした諸提案は法文に具現され得たのであつた。この法律の内容は、ハンウエイの示唆した虐待防止の細目と日曜學校教育の義務を規定してゐるのであるが、要するに教區吏は本人又はその兩親が教區の救恤を受ける場合、彼等が乞食であると認められた場合、兩親が希望する場合に二人以上の治安判事の同意を得て八才以上の少年を煙突掃除夫に徒弟契約せしめ得るのであり、親方にはその職業の性質が許す範圍内に於て出來得る限りの仁愛と配慮を以て徒弟に遇すべきことを勸告したものであつた。^(a)

條文に於ては極めて微溫的な、その施行に當つては全く實効なきこの法律が事態の改善に何らの裨益する處もなかつたことは言うに及ばない。ハンウエイ亡き後の闘士ボーターはこれを率直に認め、一七九二年その著に、聽ては新しき法律の基礎となるべきものとしてクライミング・ボーイの日曜學校管理機關を設立し、その役員に虐待防止の監視と基礎的教育の施行を擔當せしめることを提案した。ボーターの提案は、ダーラム僧正の試みた日曜學校教育が服裝と身體の清潔保持は徒弟の道德及び習慣を決定的に改善したとの經驗に裏付けられて、多數上流社會に屬する慈善家の協賛を得るに至り、一八〇〇年に Society for the Protection and Instruction of Chimney Sweepers' Apprentices の設立と

なつて實現した。だが、既に三十年の昔にハンウェイが失敗していると同じく、親方の加入が極めて少數であつたためにこの計畫は幾莫ならずして互壞している。⁽⁷⁾

以上の保護運動を通じて認められるのは、未だ煙突掃除業に於ける兒童の使用を必要なる惡とする前提に些かの疑問すら挟んでいないことであり、それは被救恤兒童救済の理想が工場で勤務にいそむ多數兒童の額に汗する光景にあつたのに對應する。即ち、強制勞働所の收容人員過剰の解決策としてロンドンより地方へ教區徒弟の組織的移送を提案したハンウェイが、煙突掃除業に關しても凡ゆる點でクライミング・ボーイの登攀に優る方法なきことを指摘し、反面彼等の蒙る危險と災厄の犠牲の故に世人の認識と同情を求めているのは、煤に塗れて働く姿の裡に少年の福祉を求めんとするものである。されば、煙突掃除業には兒童勞働の恐るべき害惡が必然的であると知悉しつつも、大陸で行われる如き掃除方法への變革を主張するのではなく、保護運動の經過に見られる如く、一方では親方の良心に依存し、他方では少年の道德、宗教的訓育に俟つという限界内に止らざるを得なかつた。これを端的に表明しているのが一七八八年の法律である。

然し、十八世紀末以降、兒童勞働の害惡に對する人道的批判は單なる虐待防止の狹隘なる枠を乗越えて、次第に害惡の根源を検討せんとする、より基本的な問題にその焦點を移しつつあつた。假令死文に終つたとしても、教區徒弟制度に對する批判が最初の工場法となつて法文化したのはこの一例であらう。殊に首都ロンドンは斯る氣運の尖端を承つていたのであつて、一八〇三年にはハンウェイ的保護運動よりも一段飛躍した Society for Superseding the Necessity of Climbing Boys, By Encouraging a New Method of Sweeping Chimnies, and for Improving the Condition of Children and Others, Employed by Chimney Sweepers (以下廢止期成協會と略す……筆者) が設立され、煙突掃除器發明の獎勵と虐待防止の對策を當面の目標として活動を開始した。その活躍舞台はロンドンであつたが、爾後この協會の果たした役割はクライミング・ボーイ問題に關する全國的な指導機關であつた。廢止期成協會の奔走により設立の翌年に

は早速現行法の缺陷を補う法案が下院を通過したのであるが、保守的な上院に於てその通過は阻まれたのである。⁽¹⁰⁾ 他方、掃除器に就いては協會の宣傳と賞金に刺戟されて二、三の發明が實を結んだが、就中ジョージ・スマートのそれは多數の煙突に使用して好成績を収めたので協會の究極目的達成の前途には光明が輝いたかに見えた。かくして協會は掃除器使用を以て殘虐な兒童の登攀を廢絶せしめんとし、或いは器械を諸都市に送つて展示し或いは貧窮者に無料で貸與する等、その宣傳普及に力を盡したのであるが、圖らずも親方の掃除器に對する不信と反感、公衆の無關心と偏見に禍されて充分な成果を挙げ得ず、遂に協會の財政的事情は緊迫するに至つた。併も、議會の立法に頼つてクライミング・ボーイを禁遏し得る見透しも立たなかつたので、一八一一年以降はその活動を休止して客觀情勢の好轉を待つたのである。⁽¹¹⁾ とは言え、胎動しつゝあつた「New Philanthropy」が容易に「スマート掃除器」なる武器を獲得したことは一の勝利であつて、この問題に關する限り「Old Philanthropy」よりの脱皮を促進し、自らの發展に確固たる基礎を築いたと言えよう。それにも拘らず、究極目的の達成にはクライミング・ボーイの慘死事件も、工場兒童酷使の物語も、恐らくは五十歩百歩の悲劇としていづれも殊更改めて同情に値する新奇な問題であるとしなかつた世間一般の、斯る害惡に對する冷酷なる不感症を打破して行かねばならなかつたのであり、社會的良心の覺醒には未だ半世紀餘に亘る人道主義者の惟えば無駄な鬭争を必要としたのであつた。

ともあれ、ナポレオン戰役の終結後、工場・鑛山の兒童勞働に對する一般の關心が次第に昂揚されつつあるとき、その批判はまた自らクライミング・ボーイにも集中されて行つた。廢止期成協會の發意によつて一八一六年には市長の贊同を得てロンドンに市民大會が開かれ、この問題に對する議會の考慮を求める議決を滿場一致で可決している。而もその反響はそれに對抗して、假令一部有志五十名であつたとは言え、初めて親方間の結束を形成せしめるに充分な程の威力を有した。他方、スマート掃除器は多年の實驗を通じて、全體の九五%を占める一般の煙突には完全に有効であり、主として富裕階級の邸宅に屬する殘餘の複雑なる構造のものに就いても、煙道の屈曲部に煤塵を取付けることにより難

なく適用し得るものであることが確認された。此處に廢止期成協會は掃除器の有効性を力説すると共に、兒童登攀の禁遏を規定しない姑息的な保護立法は事態の改善に何らの用もなさないことを堂々と主張し得たのであり、慈悲深きハンウェイにしても思い及ばざる「全面的廢止」が當面の目標となつた。翌年シェフィールド市民より廢止要求の請願が提出されるや、下院は遂にこの問題を採擇し、直ちに調査委員會を設置して多數の證人を喚問した結果數多の慘狀が明らかにされたので、委員長ヘンリー・グレイ・ベネットは「一、十四才以下の者を徒弟となし得ない。二、二十一才以下の者の登攀を禁ず。」の二項目によつて現行法を改正する法案を提出した。この法案は一ヶ年後に全廢を企圖したものであつたが、「職業の自由」を侵犯するものであるとの疑念に基き、法案は個人の利害に關係する法律の改正をなさんとするものであるから斯る事柄は個人的な問題として、従つて報酬如何に委ねらるべき性質のものとして考慮さるべきでないかとの意見が提出され、ために審議未了のまま閉會を迎えた。その後廢止期成協會は、法案が決して職業の自由に關する不當な干渉でないとの見解をとり、その大部分が孤兒か棄兒であり、國家以外に頼るべき如何なる保護者となく、職業選擇の自由も持たず、寄方なくして弱きが故に幼くして苦役する彼等クライミング・ボーイに救済の手を施し得ないとせば、國民のヒュウマニティに汚點を遺し、その誇りとする限りなき機械力に恥辱的な制限を加えるものであるとして法案の妥當なることを辯護しつつも、諸般の事情を斟酌してベネット法案への支持を一應撤回していることは「自由放任」の教義が當時の社會に如何に恐るべき威力を發揮したかを示すに足るものがある。

前年の經過に鑑み一八一八年にベネットの提出した法案は十四才以下の徒弟を新に採ることを得ないとする一步後退した内容のものであつて、漸進的に目的を達成せんとしていた。併も掃除器使用不能の煙突を改造するため法律施行に一か年の餘裕を與えていた。この穏和な法案に對しても、十才以下の少年にしてはじめて器械使用不能の煙道に登攀し得るものであるとの反對論があつたが、富者の煙突を維持するために貧民の子弟を犠牲にすることは許されないとのベネットの反駁が認められ、その上各地より法案支持の請願が提出されていたので、漸く下院を通過した。上院に送付さ

れるや、委員會を設置して多數の證人を喚問したのであるが、その一人として出頭したボーターは掃除器への不信を表明し、兒童を登攀せしめること自體に隨伴する危険や弊害は認められないと證言している。これより先、既にボーターは建築業者に轉向していたのであるが、一八一六年には廢止期成協會の委員たる地位より脱落していた。嘗てハンウェイの無二の協力者として保護運動に挺身した彼の議會に於ける證言は、時勢に取殘された“Old Philanthropist”の姿を彷彿せしめる。扱、工場法による工場兒童の保護を工業に對する過重なる干渉であるとして反對していた上院は、この法案に對しても、假令器械がクライミング・ボーイの救済となるにしても、その結果これを償い得ない程の不祥事が隨伴して惹起されようとの不安に支配されて、恰も Board of Works が施行中の掃除器試験の結果を待つことにしたため再び法案の通過は阻まれた。⁽¹⁴⁾

一八一九年に前記の試験報告が發表され、スマート掃除器は有効にして實用的であることが確認された。⁽¹⁵⁾これに勵まされてベネットは同一法案を再度下院に提出したのである。最早、掃除器が兒童の登攀に代位し得ないとする反對論は容易に論破することが出來たが、器械の使用は從來自らの勞働によつて口に糊していたクライミング・ボーイを失業せしめ、教區の救恤に頼らしめるのみならず、教區吏は被救恤兒童を徒弟に送り出す一部門を失い、かくして救貧税の増額を齎すものであるとの反對論が現れた。即ち、貧民の子と生れた者は無爲にして幼き日々を過すよりも、器械の使えない、複雑にして危険な大邸宅の煙道を潜るべきだとするのである。更に別の反對論は、掃除器が充分な性能を備え且一般家庭で登攀の仕事が少年にとつて耐えられぬ苦役であると認めるならば、公衆の良識と親方の私利追求慾は器械を普及せしむるに充分であり、殊更に罰則規定を設けなくとも害惡を匡正せしむるに足ると言うにあつた。當然これらに對してはベネット以下の駁論が開陳されたのであるが、それは、この法案が寄方なき少年たちの勞働を規制せんとする限りに於ては斯る國家的干渉はまた例外的に認めらるべき義務であるとの見解に支援されて、再び下院を通過したのであつた。再度同一法案を受理した上院に於ては、夙に經濟學者として、機械はその所有者を富裕に、勞働者の生活水準を

向上せしむるものであるとして機械の効用を力説していたローダーデイル卿が、その操作を熟知している煙突掃除夫が使用に反対している限りこの法案は機械の獎勵に非ずして強制であると強硬に反対した。更に彼は、社會的害惡の匡正は「恐らく地上で最も道德的な國民の道德的感情に委ねらるべきだ」との説をなして社會立法制定の非を鳴らした。然し、現實に幾多の殘虐行爲と悲惨な事故が發かっていたため、工場法に反対した者と雖も彼等の手で斯る少年の慘狀を救い得るならばとしてこの法案に賛意する傾にあつたに拘らず、親方の逆宣傳に惑わされて火災の危險に戦いた上院議員は、卿の巧みな議場駆引と狡猾な話術に操られ、「角を矯めて牛を殺す」としか思われなかつたこの法案を葬去つたのであつた。⁽¹⁶⁾

度重なる挫折にもめげず、ベネットは同年更に一段の讓歩をなし、廣く親方の賛同を得た微溫的な法案を提出して難なく下院を通過したのであるが、上院は再びローダーデイル卿の偽囁戰術に乗ぜられ、その虚を衝いて彼の「個人に對してヒュウマニテイの規範を設けることは議會のなすべきことでない。蓋し、法案が禁じようとしてゐるよりも重大な蠻行がそのときには行われるであらうから、規範を設けることによつてヒュウマニテイの眞髓は根柢にされよう。」とする不干渉論が大勢を支配したのである。かくして、ベネットの不屈の闘志を以てしても連續四たびに及ぶ敗北は再起の希望を失わしめたのであり、法的手段によるクライミング・ボーイ救済の企圖は又もや挫折の止むなきに至つた。⁽¹⁷⁾

一八一七年より三年間に亘つて展開された議會での論争はクライミング・ボーイ廢止闘争史上正に最大のピークをなすものであつたが、併もその間に一片の保護規定をすら獲得し得なかつた事情は検討されねばならない。法案に對する反對論を分析すれば概ね次の如きものであらう。第一には、匡正さるべき害惡はなしとするものであり、工場法制定の場合と同様に、この種の社會立法に對する最も素朴な、同時に最も基本的な反對論である。その因つて來る處が社會的害惡に對する恐るべき不感症にあつたことは言うに及ばない。第二には、主として委員會の調査によつて諸弊害が暴露されるにつれて強調され始めたものであつて、明るみに出されている害惡は誇張されてゐるとなすものである。調査

委員會はその使命の性格上暗黒面を主に發き、明耀面よりも多く強調したのは想像に難くないが、假りに誇張があつたとしても筆舌に盡くした悲惨な事實が現存する以上は看過され得べきものとして許されなかつた。従つて、害悪があるにしてもそれは必然的なものであるとする第三の反對論が唱えられねばならなかつた。即ち、少年の登攀に代るべき方法なしとするものであるが、併もこれさえ掃除器の性能が確認されると問題は實に全體の僅か五%以下の器械使用不能な富裕階級邸宅の煙突のみに限らるべきであつて、それすら煤屏と調整戸の手段ありとせば、かくして脅かされている利害は貧民のバンに非ずして少數富者の虚飾と華美であつた。それ故第四の反對論によつて辯護されねばならず、クライミング・ボーイを廢止すれば更に憂うべき弊害が伴うと主張された。これは一方では救貧税の増額を招き納税者の負擔を過重ならしむとするものであり、他方では掃除器は少年の登攀による如く清潔になし得ないから火災の危険を増大するというのであつた。そして結局、クライミング・ボーイの救済によつて自己の教義を冒瀆されなくなかつた社會立法反對論者は、「最も道德的な國民」の道義心と私利追求の經濟原則が自ら害惡を匡正するものであるとして、憐れな少年に對する良心の呵責を免れていたのであつた。此處に「自由放任」の教義を狂信した支配階級の戯畫が浮彫されている。恰も、シドニー・スミス師はこれを率直に次の如く認めている。(18)

“After all, we must own that it was quite right to throw out the bill for prohibiting the sweeping of chimneys by boys — because humanity is a modern invention; and there are many chimneys in old houses that cannot possibly be swept in any other manner.

……We should have been very glad to have seconded the views of the Climbing Society, and to have pleaded for the complete abolition of climbing boys, if we could conscientiously have done so. But such a measure, we are convinced from the evidence, could not be carried into execution without great injury to property.”

ともあれ、かくして「労働は自由に放任さるべきであるとの經濟學の大原則」に遵つて「畫家に描寫の様式を指定する」如き道德的規範の法文化は拒否されたのであるが、モデルなくして描き得る程「道德的な國民」であつたのであろうか。

扱、クライミング・ボーイの救済は以後も精々慈善團體の活動に委ねられるに過ぎなかつたが、親方の彼等に對する酷使・非行は從來と同様に何らの束縛を受けることもなく破廉恥的に繼續されたのである。然し、三年間に亘る議會の鬭争は決して無駄でなかつた。一旦陽の目をみた數多の慘狀は慈悲深き人の同情を買ふに足るものがあつたし、掃除器がそれら害惡を終熄せしめ得ることが各方面に認められたのは博愛運動家を鼓舞するに充分であつた。されば一八二二年、チャールス・ラムが「煙突掃除夫の讚」に於てクライミング・ボーイの生活を詩的美化して表現するや、翌年直ちにこれを不眞面目なりとするJ・C・ハドソンは婦人の愛情に訴え、器械使用によつて少年の苦難を救はんことを勸奨した。又、一八二五年に廢止期成協會は器械普及に最善を盡すを以て當面の目標となし、ロンドン市内各所に器械掃除夫を配置したのであるが、一八二八年にジョセフ・グラスの極めて優秀な發明が完成すると、協會は内相ビールに要請し、その結果各官衙にこれの使用を慈惠する旨の訓令が出されている。協會は更にその支部を全國各地に設立する計畫を推進したのであるが、パンフレットの刊行によつても世人の啓蒙に勉め、タイムズ紙またこれに協力を惜しまなかつた。⁽¹⁹⁾ 然らば、何が掃除器の使用を阻んだのであろうか。先づ挙げらるべきは親方の器械に對する反感であつて、それは、器械に代位すれば部外者の營業が容易になり、彼等の職域が侵されるであらうし、掃除器操作⁽²⁰⁾には成年男子の腕力を要するので、兒童登攀によるときの如く容易に而も多くの收入は得られないであらうとの憂慮に基いていた。かくして、クライミング・ボーイによる限りその特殊事情は部外者の流入を躊躇せしめたのであるから、私利追求の原則は性能に優れた器械と雖もその普及を實現し得なかつたのである。とは言え、優秀な器械が發明され、器械掃除夫が出現した後も顧客が少年の登攀を求めたのは、頑に煤塵を取付けなかつたために現にその必要があつた複雑な構造の場合を

除くと、特別の理由があつたとは認められない。掃除器に對する親方の根據なき逆宣傳に禍されたと想像されるにしても、要するに少年の苦役・逆境に就いての社會的不感症が情性的に從來の慣習を繼續せしめたに過ぎない。従つて彼等の苦難に關する一般の認識と同情が覺醒されるとき、はじめてその救済が可能なのであり、一に以て社會的良心の喚起と博愛運動への大衆の廣汎な支持に俟つたのであつた。

時勢は幸運にもこの問題の前途に微笑みつゝあつた。その動向が假令トリー・ウィツグ兩黨葛藤の波に揉まれて展開しつゝあつたにしても、われわれは工場兒童保護運動をはじめとする社會立法制定の氣運の基底に穢れなき純粹の人道主義が成育しつゝあつたのを知らねばならないが、恰も斯る情勢を反映して、既に治安官の中には被救恤兒童の煙突掃除夫に對する徒弟契約書認證を拒否する事例も現れ、各都市に廢止期成協會支部の設立も亦數多見られるに及んだ。他方、斯る人道的批判の矢面に立つ親方間には對策協議の必要に迫られて、一八二六年ロンドに United Society of Master Chimney Sweepers が創設され、メイ・デエイの假裝行列に際して從來の喜捨を乞う慣習を禁じ、代るに徒弟を盛大に饗應することに決した旨宣傳しているのは、假令それが當日限りの優遇であることは明白であつたにしても、世論の批判を緩和せんとする偽善的な試みの一つであらう。

かくて氣運の頓に熟しつゝあるとき、着々と準備されていた法案は遂に一八三四年に至つて多年廢止期成協會の事業に盡瘁したウィリアム・トウクによつて下院に提出され、十四才以下の徒弟の全廢を企圖していた。刑法改正・工場法制定等々、一聯の社會立法通過の跡を承けて提出されたこの法案は當然多くを期待されたのであつたが、下院に於ける多少の修正と、上院での更に大幅の修正を通じて結局は極めて弱體化された型となつて成文化されたに過ぎない。勿論法案審議の間に先年結成された親方の聯合協會が反對運動を展開したのであつたが、彼等の主張が、器械を使用するに至れば複雑なる煙道を有する邸宅は殊に火災の危険を増大するというにあつたので、上院議員の良心を麻痺せしむるに極めて有効であつた。それ故、火災保險會社の多數がグラス掃除器の性能を保證したに拘らず、上院議員は不調法な煤屏

を取付けて而も火災の危険に脅かされるの愚を取てするよりも、寧ろ貧民子弟の苦役を選んだのであつた。それにしても一七八八年の法律が制定されて以來半世紀、その實効伴わざるを糾弾して五たび改正法案が提出され、そして葬去られた後、漸く時潮に乗つてこの法律が發布されたことは人道主義の一の勝利であつたと言えよう。その主な内容を擧げると、「一、一七八八年の法律を撤廢する。二、十才以下の者を徒弟となし得ない。三、親方は四人以下の徒弟と二人以下の見習を探り得る。四、徒弟は二ヶ月の見習期間終了後治安判事の審問を受け、本人に異存なき場合に限り正式に契約をなし得る。五、消火のため登攀すること、徒弟を賃貸すること、仕事を求めて街頭を叫び歩くことを禁ずる。六、煙道は防火並びに掃除器使用に適する如く建造されねばならない。」である。⁽²³⁾この法律は十才以下に限つて禁じたに過ぎず、當事者たちにとつて年令の詐稱は容易なことであつたので、その實効は甚だ減殺され、爾後も殘虐事件の惹起する例は絶えなかつた。更に、見習期間の設定の如きも、或いは親方の甘言に操られ、或いは後難を恐れる少年が審問に際して拒否の回答をするのは容易なことではなかつたから凡そ無意味な規定であつた。而もその有効期限を五ヶ年とされていたので、聽て一八四〇年に改めて新法案が提出された。

一八三四年の法律の運営によつて得た經驗はクライミング・ボーイの全廢以外にこの「國家的恥辱」を根絶する手段のなきことを再び痛感せしめたので、法案は二十一才以下の者に登攀を命じ、又は許した場合に五—十磅の罰金を課し十六才以下の者の雇傭を禁じ、現在親方の許にある徒弟は教區がその身柄を引受ける旨の規定によつてこの目的を達せんとした。恰も下院にて法案審議中、この問題に對して常に協力的であつたタイムズ紙はグラスゴウに起つたクライミング・ボーイ慘死事件を報道したのでその反響は極めて大きく、法案審議を頗る促進して無修正で下院を通過した。上院は又もや改造の犠牲を惜しみ、火災の危険を恐れる議員間に掃除器の性能に關する不安が鞏固であつたが、人命無視すべからずとの正論はかかる反對論の獨擅を許さず、特別委員會の調査に付託された結果器械の性能は兒童の登攀を必要とせずという結論を得たので漸く法案は通過した。⁽²⁴⁾その施行は煙突改造の要を考慮して二ヶ年の猶豫を與えたのであ

るが、その間タイムズ紙は再三改造に就ての警告と指導を與えているし、新に出現したラモニール掃除器の精巧なることを宣傳して、その結果多數の少年が救済されるであらうことを祝福している。⁽²⁵⁾

然し、一見登攀を禁遏するがと思われたこの法律も、効力發生後旬日ならずして法網を潜る惡質な親方の出現を許した。即ち、少年に登攀せしめた廉で告發された親方は、掃除がなされた際にはその現場に居合わせなかつたし、登攀を命じたのでも、許したのでもないと主張して罰金刑を免れた。かくして、條文に忠實であつた判決により法の精神は蹂躪されたのである。ただ、一世紀近く亘つて保護・廢止運動の本據であつたロンドンに於ては漸く市民の啓蒙が浸透していたため少年の雇傭は既に擧げた表の如く著減しているのであり、専ら掃除器と煤の運搬に従事していた。これに反して、地方諸都市では法の侵犯が公然と行われる實狀で、掃除用具運搬を名目に雇われた少年が一旦建物の中に入るや舊來通りの方法で登攀せしめられた。併も、法律はその施行に強制規定を缺き、違反者の摘發は器械掃除夫か慈善家の個人的な發意に俟つのであつたから、明るみに出る違反例は殆んど慘死事件の起つた場合に限られ、それとても親方が現場にいなかった事實のみを以て處罰を免れるのであつた。その終生撓まざる熱意を以て博愛事業に献身し、既に一八四〇年の法案審議に際しても下院にあつて強力な活動をなしていたアシユリー卿は、第七代シャフツベリー伯となり上院に列するや一八五一年直ちに法案を提出し、爾後五ヶ年連續して更に完全な法律の制定を試みたのであつたが、いづれも兩院を通過するに至らなかつた。かくする裡にも殘虐事件はその跡を絶たず、未だ六才の小兒すらその犠牲者であつた。⁽²⁶⁾

脚光を浴びた害惡の匡正から始め、兒童勞働に對する全般的な見透しもなく、個々に採擇されて行つた社會立法制定の試みは、十九世紀半ばに及べばともかくも纖維工場及び鑛山に於ける兒童勞働の保護を一應完了した。その頃には既に、兒童の搾取は單に人道上許されないのみならず、社會・經濟政策的な觀點からも積極的に規制を加えるべきであるとの氣運が醸成されつつあつた。かくて一八六一年兒童勞働調査委員會が、黃燐マッチ製造業、雷管製造業、製陶業、

メリヤス編・レース工業等その弊害が殊に顯著と見られた諸部門に雇傭されている兒童の勞働狀態を調査するに當り、クライミング・ボーイをその調査對象に含むこととなつた。二年後に提出された報告によれば、ノッティンガム、バークミンガム等を中心として約二千人の兒童が煙突に登攀し、それに伴つて人身賣買の事實すらあるのが明瞭となつた。大都市は比較的良いにしても、ロンドンに於てすら少數のクライミング・ボーイが残存し、併も増加する傾向にあると云うのであつた。⁽²⁷⁾一八四〇年の法律は充分な効果を収めていないと確認されたのである。殊に地方では、所謂有力者が臆面もなく自宅の煙突に登攀せしめたので、親方また躊躇する處なく法網を潜り得たのであり、心ある人の告發を受くるを當局者は嫌うという態であつた。従つて委員會も、親方は免許制にすべきこと、違反者に體刑を以て臨むべきこと、煙道の建造は嚴重に取締ることを提案したのであつた。俄然これは議員間にも大きな反響を呼び、翌年シャフツベリー伯の提出した「一、十六才以下の使用人を掃除又は消火作業中の建物に入れた者は十磅の罰金とし、警官は容疑者を逮捕狀なしに捕え、その年令を證明し得るまで兒童を拘留する權限を有す。二、二十一才以下の者を登攀せしめた親方は六ヶ月の體刑とす。三、煙突の建造、改造は當局の檢閲を受ける。四、有給監察官を置く。」とする法案は何らの反對もなく通過した。⁽²⁸⁾

然るにこの法律が發布されて後も、未だにクライミング・ボーイの姿は消えなかつた。一八七二年、スタツフォードシャーに八才の少年の慘死事件が起ると、シャフツベリー伯はタイムズ紙と協同して輿論の喚起に勉め、他方實狀調査に乗出した處、工場やマナー・ハウスの複雑な煙道では巧みに法の裏をかいた違法な掃除が行われ、併も惡質な親方はクライミング・ボーイの登攀が違反であることを理由に法外な報酬を要求し、罰金刑に處せられるとそのために準備していた同業者間の積立金から支拂を賄つていたのであつた。かくの如く猶未だ兒童の登攀を一掃し得なかつたのは、親方の舊慣固執と無智背德なその性格にも依ろうが、煙突改造の犠牲を惜しんだ顧客側側の頑冥な怠慢と仁愛の情の缺如、否寧ろ良心の麻痺をこそ責めらるべきである。一八七五年に免許制を以て惡德親方を葬らんとする法案を提出したシャフ

ツベリー伯は、日記にその忿懣を次の如く記している。⁽³⁰⁾

「善良なるジョナス・ハンウエイが殘忍なる不義を暴露して以來百二年の年月が過ぎた。而もイングランドやアイルランドの多くの地方で、それは凡ゆる階級の幾千人もの人々の完全なる熟知と同意を以て未だに行われている。」

問題が議會に採擇されると今やかかる害惡を終熄せしむるに何の反對し得よう筈もない。ここに通過した法律が徹底的に煤に塗れた白人奴隸の姿を「地上で最も道德的な國民」の國土から抹殺し得たのであつた。然しキャンヴァスが完成するまでには四つのモデルを必要とした。長き生涯を虐げられし人々の福祉に捧げたシャフツベリー伯が、險しき鬭争に精根耗い果して魂を神に委ねるまでの十年間に、彼の莫逆の同盟者タイムズ紙またクライミング・ボーイの復活を一件も報道する必要を認めなかつたのであつた。

社會立法に對する經驗も尠く、その目的達成に議員の勇斷と洞察を缺いたため、法律の制定が不手際に搖蕩うた嫌はあつたが、惟えば長き鬭争であつた。屢々“golden lads and girls”の對極に擬せられ、社會生活の進歩向上と共に出現した兒童勞働最大の害惡クライミング・ボーイが救われるまでの道程には、先づハンウエイ的 Old Philanthropy の脱皮が必要であつたのであり、掃除器によつて武裝された後の Modern Philanthropy にとつて、その成否は一に社會的良心の覺醒に懸つていたのである。そして、工場兒童の保護運動に於けると同じく、經濟行爲の追求が社會大衆の安寧と福祉を侵して行われることは認められないとする「自由放任」への人道的批判が大勢を制したとき、はじめてその成果を収め得たのであつた。而もこのような社會思潮の變革とその理想の實現は、十九世紀のイギリスでは國民生活の物質的繁榮と相俟つて漸く可能となつたのであるが、かゝる變遷を齎した十九世紀經濟社會の底流に關しては本稿で充分に言及し得なかつたので他日稿を改めて述べなければならぬ。

註(一) George, op. cit., p. 266.

(2) 20 Geo. II, c. 19.

- (3) cf George, op. cit., pp. 258—9
- (4) Ibid., p. 267.
- (5) 28 Geo. III, c. 48.
- (6) Phillips, England's Climbing-boys, pp. 10—11.
George, op. cit., pp. 244—5.
Hammond, Town Labourer, pp. 181—2.
- (7) Phillips, England's Climbing-boys, p. 13.
- (8) Ibid., pp. 10, 19.
cf. George, op. cit., p. 260.
- (9) イギリス以外の諸國では、掃除器發明以前はロープの片端に鎌をつけ、中央に掃除具をつけて、二人でこれを上下に引張りあつて煙道内の煤を落した。
- (10) Phillips, England's Climbing-boys, p. 16.
Hammond, Town Labourer, p. 184.
- (11) Phillips, England's Climbing-boys, p. 18.
- (12) 煙突掃除業は親方、日雇職人、徒弟と稱する如く、ギルドの掟制をとつていたのであるが、古來正式のギルドがあつた譯ではなく、親方間にとつてのみまで何らの組織もなかつた。
- (13) ibid., pp. 20—1.
- (14) Ibid., pp. 22—5.
Hammond, Town Labourer, p. 188.
William Smart, Economic Annals of the Nineteenth Century, vol. I, 1910, p. 649.
- (15) ロンドン塔の以前は五時間を要した、一煙突は僅か半時間で掃除された。(Smart, op. cit., p. 713.)
然し煙突の構造にもよるのですべてにそれ程有効なものであつたとは言えない。(cf. Mayhew, op. cit., pp. 403—4.)
- (16) Phillips, England's Climbing-boys, pp. 26—9.
Hammond, Town Labourer, p. 190.
Smart op. cit., pp. 713—4.

- (17) Phillips, England's Climbing-boy, pp. 29—30.
Hammond, Town Labourer, p. 191.
Smart, op. cit., p. 715.
- (18) Phillips, England's Climbing-boy, p. 30.
- (19) Ibid., p. 33.
- (20) 現に後年器械に代位されると、"leeks" 又は "green 'uns" と呼ばれる部外者の流入が續出し、而も富裕な親方の大部分は
いれでもいた。(Mayhew, op. cit., pp. 405, 425.)
- (21) Phillips, England's Climbing-boys, pp. 40—1.
cf. Mayhew, op. cit., pp. 418—22.
- (22) 4 & 5 Wm. IV, c. 35.
- (23) Phillips, England's Climbing-boys, pp. 37—8.
富裕な親方の運動が奏功してこの法律は "knollers" 又は "queriers" と呼ばれる弱小な「流しの掃除夫」(itinerant sweep-
er) に不利なように制定されている。
- (24) 3 & 4 Vict., c. 85.
- (25) Phillips, England's Climbing-boy, pp. 44—7.
- (26) Ibid., p. 50.
- (27) Ibid., pp. 51—2.
Dunlop, op. cit., pp. 281—2.
一八五〇年、ロンドンに於てはクライミング・ボーイ、二—三十人が隠密に雇われていた。(Mayhew, op. cit., p. 405.)
- (28) 27 & 28 Vict., c. 37.
- (29) Phillips, England's Climbing-boys, pp. 42, 54.
- (30) Ibid., p. 55.
- (31) 38 & 39 Vict., c. 70.

クライミング・ボーイに關しては、高村象平「クライミング・ボーイ研究——英國兒童勞働史の一齣——」（三田學會雜誌、第二十三卷、第六號）がある。本稿執筆に當つては大いに參照し得たことを記して置く。